

共済預金の口座開設時に関するお願い

租税条約実施特例法の改正に伴い、平成29年1月1日より共済預金の口座開設時に「租税条約実施特例法等に関する届出書」の提出が新たに必要になりましたのでお知らせします。なお、当該届出書については、埼玉りそな銀行の各支店にお問い合わせください。



お問い合わせ先 福祉課 ☎048-822-3305